

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案
旧対照条文 新

- 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号） 1
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第八十二号） 2
- 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行令（平成十九年政令第九十四号） 4
- 中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号） 7
- 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号） 9

○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（中小企業者の定義） 第一条（略） 2（略） （国等の定義） 第二条 法<u>第二条第三項</u>の政令で定めるものは、次のとおりとする。 一～六（略）</p>	<p>（中小企業者の定義） 第一条（略） 2（略） （国等の定義） 第二条 法<u>第二条第二項</u>の政令で定めるものは、次のとおりとする。 一～六（略）</p>

改正後	現行
<p>（中小企業基盤整備債券の発行の認可） 第十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（内閣総理大臣への権限の委任） 第十九条 法第二十六条の二第一項各号に掲げる主務大臣の権限のうち、法第十五条第一項第三号、第四号、第八号、第十号、第十二号及び第十四号に規定する資金の貸付けの業務（同項第八号、第十号、第十二号及び第十四号に規定する資金の貸付けの業務に附帯する業務を含む。）に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、主務大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。</p> <p>（財務局長等への権限の委任） 第二十条 法第二十六条の二第三項の規定により金融庁長官に委任された権限は、関東財務局長に委任する。ただし、金融庁長官がその権限を自ら行うことを妨げない。</p> <p>2 前項の権限で機構の従たる事務所又は法第二十六条第一項に規定する受託者の事務所（以下この項及び次項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、関東財務局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては</p>	<p>（中小企業基盤整備債券の発行の認可） 第十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

、福岡財務支局長）も行うことができる。

3| 前項の規定により従たる事務所等に対して立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、機構の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して立入検査の必要を認めるときは、機構の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、立入検査を行うことができる。

第二十一条・第二十二条（略）

第十九条・第二十条（略）

○中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行令（平成十九年政令第百九十四号）（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（中小企業者の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（保険料率）</p> <p>第二条 法第十条第五項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）の場合は、〇・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）、同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険にあつては〇・二九パーセントとする。</p> <p>（商標登録出願等に係る登録料の軽減）</p> <p>第三条 法第十四条第一項の規定により登録料の軽減を受けよう</p>	<p>（中小企業者の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（保険料率）</p> <p>第二条 法第八条第五項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）の場合は、〇・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）、同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険にあつては〇・二九パーセントとする。</p> <p>（新設）</p>

とする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る地域団体商標の商標登録（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第七条の二第一項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。第二号及び次条第一項において同じ。）が認定計画（法第七条第三項に規定する認定計画をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）に定められた認定地域産業資源活用事業（法第十条第一項に規定する認定地域産業資源活用事業をいう。次条第一項において同じ。）に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面及び認定計画の写しを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 申請に係る地域団体商標の商標登録出願の番号又は登録番号

三 登録料の軽減を受けようとする旨

2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があつたときは、商標法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第二項の規定により納付すべき登録料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

（商標登録出願の手数料の軽減）

第四条 法第十四条第二項の規定により商標登録出願の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請に係る地域団体商標の商標登録が認定計画に定められた認定地域産業資源活用事業に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面及び認定計画の写しを添付して、特許庁長官に提出しなければならない。

（新設）

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 申請に係る地域団体商標の商標登録出願の表示
 - 三 商標登録出願の手数料の軽減を受けようとする旨
- 2 特許庁長官は、前項の申請書の提出があつたときは、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第四条第二項の表第一号の規定により計算される商標登録出願の手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

改正後	現行
<p>（特定支払契約保険の保険関係に係る金融機関等） 第一条の七（略）</p> <p>（保険料率） 第二条（略） 2・3（略）</p> <p>4 第一項の規定にかかわらず、普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号）第十六条の規定に係る債務の保証、中小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第五条の四の規定に係る債務の保証、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第十八条の規定に係る債務の保証、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第二十条の規定に係る債務の保証、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二十条の規定に係る債務の保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十条第六項の規定に係る債務の保証、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第八条第六項の規定に係る債務の保証、商店街</p>	<p>（特定支払契約保険の保険関係に係る金融機関等） 第一条の七（略）</p> <p>（保険料率） 第二条（略） 2・3（略）</p> <p>4 第一項の規定にかかわらず、普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号）第十六条の規定に係る債務の保証、中小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第五条の四の規定に係る債務の保証、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第十八条の規定に係る債務の保証、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第二十条の規定に係る債務の保証、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二十条の規定に係る債務の保証、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第八条第六項の規定に係る債務の保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第八条第四項の規定に係る債務の保証</p>

の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第八條第四項の規定に係る債務の保証及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百十六條又は第百三十二條の規定に係る債務の保証に係るものについての保険料率は、〇・九七パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・八二パーセント）とする。

5・6（略）

第三條（略）

及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百十六條又は第百三十二條の規定に係る債務の保証に係るものについての保険料率は、〇・九七パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・八二パーセント）とする。

5・6（略）

第三條（略）

改正後	現行
<p>（適格組織再編成における株式の保有関係等） 第四条の三（略） 2521（略）</p> <p>（収益事業の範囲） 第五条 法第二条第十三号（収益事業の意義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 不動産販売業のうち次に掲げるもの以外のもの</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>ニ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第十条第一項第八号及び第九号並びに第二項第六号（業務の範囲）に掲げる業務並びに同法附則第八条の二第一項（旧新事業創出促進法に係る業務の特例）及び第八条の四第一項（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）の規定に基づく業務として行う不動産販売業</p> <p>ホ（略）</p> <p>三 金銭貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小</p>	<p>（適格組織再編成における株式の保有関係等） 第四条の三（略） 2521（略）</p> <p>（収益事業の範囲） 第五条 法第二条第十三号（収益事業の意義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 不動産販売業のうち次に掲げるもの以外のもの</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>ニ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第十条第一項第八号及び第九号並びに第二項第五号（業務の範囲）に掲げる業務並びに同法附則第八条の二第一項（旧新事業創出促進法に係る業務の特例）及び第八条の四第一項（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）の規定に基づく業務として行う不動産販売業</p> <p>ホ（略）</p> <p>三 金銭貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小</p>

企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号、第四号、第十
二号及び第十四号並びに第二項第九号に掲げる業務として
行う金銭貸付業

ハクチ (略)

四く三十四 (略)

2 (略)

(収益事業を行う法人の經理の区分)

第六条 (略)

企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号、第四号、第十
一号及び第十三号並びに第二項第八号に掲げる業務として
行う金銭貸付業

ハクチ (略)

四く三十四 (略)

2 (略)

(収益事業を行う法人の經理の区分)

第六条 (略)